

千葉県告示第1122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、千葉都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示します。

なお、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書は千葉県都市局都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和7年12月26日

千葉市長 神谷俊一

1 都市計画の種類

千葉都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

千葉市中央区川戸町、大巖寺町、椿森四丁目、花見川区朝日ヶ丘一丁目、検見川町五丁目、長作町、畑町、稲毛区作草部町、長沼町、若葉区高品町、原町、緑区あすみが丘東五丁目、おゆみ野中央六丁目、おゆみ野中央七丁目、おゆみ野中央九丁目の各一部の区域